

厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

平成26年1月24日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議長） ただいまから、平成26年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により12番 室崎議員、1番 佐藤議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議長） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。9番、南谷委員長。

- 9番（南谷議員） 本日、午前9時から第1回議会運営委員会を開催し、第1回臨時会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。

議会からの提出案件は、会期の決定についてと請願第1号特別養護老人ホーム心和園、デイサービスを町直営での運営を求める請願書、以上2件があります。

審査方法は、いずれも本会議において審査することに決定しました。

町長提出案件は、町長の行政報告があります。議案第1号は本会議において審査いたします。議案第2号は議長を除く12人の委員をもって構成する老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会に付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

会期は、本日1日といたします。

なお、議場・委員会室へのパーソナルコンピュータ、タブレット等端末機の持ち込みについては、次回以降の議運で協議することになりました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（音喜多議長） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（音喜多議長） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日、1日間といたしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

●議長（音喜多議長） 日程第4、町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許したいと思います。町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。今般、新聞で報道されております、道内外の市町村における市町村・道県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料についての還付加算金につきまして、厚岸町における事務手続を再確認したところ、還付金を返還する際の利子に相当する加算金の計算に当り、その起算日の解釈に誤りがあり、還付加算金を本来の金額より少なく算定していたことが判明いたしました。

このため、担当課において現在調査をしているところであり、その詳細と確定額が判明次第、改めて別途ご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

●議長（音喜多議長） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度にとどめていただきます。

10番。

●10番（谷口議員） 以前の議員協議会の際に、障がい者福祉特別地域加算金の未支給が報告されておりますけれど、これが厚岸町はその後どうなったのかと、今回の町道民税の還付金の算定に誤りがあったということですが、これは厚岸町の計算システムとか、そういうものに問題があったのか、或いは国や道が示している方法でやった結果、こういうことになったのか、厚岸町が全くそれを無視してやった結果だったのか、十分理解出来ていなかったのか、その辺りはどうなのかと。これはいつ頃、全体的に解決をしようと考えているのか、お伺いをいたします。

●保健福祉課長（松見課長） はじめに、障がい者福祉サービスにおける特定地域加算の関係で、先般、議員協議会に厚岸町において加算がされていなかったということで、事業者のほうにご迷惑をかけたということでございます。今日までずっと計算をしてきていますが、5年間という期間で町内の1事業者、それから釧路市内も含めて3事業者程となっております、期間が長いことと件数が多いものですから、まず今年度の3月補正において、まずは初年度の分から更正をしていき、順次26年度に入ってから、早め後の4年間の処理をさせていただくということで、先般申し上げた300万円程の金額でありますけれども、これについてはもう少し確定まで詳細な計算が必要となっている状況でございますけれども、今回の誤りについては、制度改正時において私どもが説明を受ける際に十分に説明の内容を把握出来なかったことによると捉えております。ただ、これまで北海道等に対しても、そのことに対して申し上げますけれども、やはり国或いは北海道においても制度改正においての十分な説明があったと、そういうような

強い内容での指導ではなく、その辺の説明不足等もあったのかなということで私どもは聞いているとところでございます。

●議長（音喜多議長） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） この度の還付加算金につきましての還付金の利子に相当する計算する際の期間のとり方、いつから期間を算定するかということにですね、地方税法の解釈において誤解があったということが一つございます。

これは町道民税についてのお話です。この件につきましては、税のシステムで計算するのではなく、一つひとつ還付の状態・理由等も違いますので、それに基づいて地方税法の規定を基に計算、手計算しているという状況でございます。システムによってそういった差異が生じたということではございません。簡単に申し上げますと、我々はまず所得税の申告に基づいて国税を確定していただきます。その後、翌年度に町道民税の課税をするわけでございますが、それが今年度に例えば医療費が多額にかかった場合に、還付申告をする例が多いと思います。その場合に還付金が発生いたしますが、その時に加算金という計算が制度上出てまいります。所得税の場合は申告のあった日を起算日として計算するものですから、それが地方税においても同じ取扱いになるものと、それが引用されるものと我々は、そういう計算の基でやっておりましたが、今般、新聞報道で出ている自治体、それから北海道にも内々に確認したところ、それは所得税とは異なる扱いになるということで、本来の還付した額の納付した日まで遡るとというのが法の解釈であるようであるということでありまして、現在それについても確認中であります。町道民税についてはそういう理由があるということでございます。

他の税目については違う理由もありますが、同じような法の解釈の問題で、こういった問題が判明したということございまして、現在その詳細について確認中ということございまして、還付の額も件数が非常に多いものですから、納付の日まで遡るとすると可成り膨大な作業になるということで、もう少し時間をいただきたいという内容でございます。

●議長（音喜多議長） 10番。

●10番（谷口委員） 税財政課長が説明されたことについては、これは何年間遡ることに、単年度なんですか、それとも何年もこの問題が見過ごされてきていると、或いは計算間違いが続けられてきたということなのか、その点については如何なんでしょう。

●議長（音喜多議長） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 現在ですね、作業をさせていただいておりますのは、地方税法及び地方自治法に基づく時効が過ぎていない部分について確認させていただいております。ご質問者は、それ以前からあったのかという事も含んでの質問だと推測いたしますが、残念ながら起算日の計算について5年前から誤ったとは、ちょっと考えられない

と思いますので、それ以前からあった可能性はあるんだと認識しているところでございます。

(「分かりました」の声あり)

●議長（音喜多議長） 他にございませんか。9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） 町長の行政報告を伺ったんですけれども、10番議員さんも聞いていましたが、今調査中だということですが、まず原因ですが、もう少し発生原因というものを詳細に説明をしていただければ、折角聞いても私どもも町民に説明する時に、私のレベルでは理解出来なかったんですよ。こういう事だから、こういう問題が発生しているんだという原因について、もう少し詳しい行政報告をしていただければと思いました。

それから後日ということで、その詳細と確定額が判明した時点で改めて報告をするということですが、私は原因とそれぞれの課の数字を口頭ではなく、資料を以て誰もが、町民が理解出来るような資料を出して説明をしていただきたいと思います、如何でしょうか。

●議長（音喜多議長） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 後日、内容の詳細が確認された時には、ご質問者が仰られるような状況の中で説明を申し上げたいと思いますが、先程、谷口議員からご質問があったことにお答えしたことに、もう少し詳しくというご質問でありますので、もう少しご説明させていただきますと、例えば給与所得者においては12月の段階で保険料等の申告、それから配偶者等の申告をいたしまして年末調整という手続がございます。その段階でその年度の1月から12月までの所得を確定いたします。それで所得が一旦確定するわけがございます。その後、年が明けたら確定申告が行われます。その時に例えば前年度に医療費が多額にかかった場合は医療費控除という制度がございますので、それに基づいて一旦年末調整で確定した所得税、それから、それ以後に賦課される住民税、いわゆる町道民税でございますが、それは翌年度に課税されます。還付申告というのは翌年度にしなければならないということではなく、次年度でも良いわけがございます。

例えば2年後にした場合の例であります。所得税については還付申告があった段階が起算日として2年前に納めた所得税を還付するというので、計算上は申告があったから1ヶ月経過した日から起算日が発生します、正確に言いますと。ですから、それが1,000円未満であると加算金は計算されない仕組みになっていますから、それは通常の手続を取っておりますと加算金は発生いたしません。実は町道民税についても同じ書類に基づいて我々は賦課、それから還付金という計算をするわけですが、住民税については加算の日が所得税と同じ申告された日という扱いではないということが今回判明したということです。それは納付の日まで遡るということになるんですね。そうなりますと、事実上ですね申告の手続きが遅くなればなるほど起算する日数が多くなって

しまいます。そうすると、利息に相当する加算金も増えるということになるわけです。

我々は公平な事務をする上で、法の解釈の問題になりますけれど、普通は国税と同じ扱いになる、準用されるんだという判断をして今まで事務を進めておりましたが、それがそうではないということが今回改めて分かったということでございまして、他の市町村においても道外の市町村においても、そういった解釈に誤りがあったということが分かったということで、結構これは裾野が広い問題になりそうだというふうにも認識しているところでございます。

●議長（音喜多議長） 他にございませんか。

12番。

●12番（室崎議員） 今の議論の中で、ちょっと聞き漏らしたんですが、時効の話が出てきていたんですが、その点についてもう一度説明してください。

●議長（音喜多議長） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 時効につきましては、地方税法第18条の3に還付金の消滅時効という条項がございます。その中に還付金とそれに付随する加算金についての時効については5年という規定があるということで、現在は5年間の中でどのような誤りがあったかということ計算しているところでございます。

●議長（音喜多議長） 12番、室崎議員。

●12番（室崎議員） 今、色々な話を聞いていると国や道の説明も甚だ曖昧であって、現場が混乱しているという話だと思ひまして、ご苦労が忍ばれるんですけどもね。消滅時効に関しましてはですね、過誤徴収があった場合、行政の方が間違いで過誤徴収を行った場合には、行政上の短期消滅時効は使われないはずだったと思うんですよ、本則に戻るとなっていると思います。

今話を聞いていると、申告をされるのが5年以上も遡って今申告をするというのであれば、これは今言った規定に当たると思うんですけども、既に申告を行って起算日の間違いによって還付金の額に変更が出る、その場合についても、その消滅時効規定を使うことは無理があるのではないかと思うわけですよ。と言うのは、国の説明が悪かった、道の説明が悪かった、担当者が中々良く理解出来なかったというのは、納付する人にとっては、これは其方さんの話ですから。そうすると、行政側の謂わば何らかの誤りによって本来還付すべきものが足りなかったと。だから、その部分は調べて足し増ししましょうという話になりますと、これは100円納めてくださいというのを間違って150円納めてくださいと言って徴収したのと変わるところないわけですよ。そうしますと、これについては行政の誤りによって必要以上に徴収をした場合については、5年間の時効は適用されないとなっていたのではないかと思いますので、この点については、もし今即答出来ないのであれば、きちんと調べて後日ちゃんとしていただきたいと

思いますし、今即答出来るのであればお答えいただきたい。如何でしょうか。

●議長（音喜多議長） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 今回の問題は一旦納められた税金が、返す段階で少なく返したということは起こってございません。税金自体の返還金には誤りがなかったということでございます。今回は返すときの利息相当についての、加算金についての起算日の誤りであったということでございまして、返す段階での時効の取扱いについては、今報道されている中では5年間について遡ってやっているという市町村の報道があります。これについては北海道のほうとも、これは道民税も関わりますので、その辺りは確認させていただきながら今後取り進めて行こうと考えているところでございます。

●議長（音喜多議長） 12番、室崎議員。

●12番（室崎議員） よろしくお願ひしたい。元本であろうと利息であろうと還付する金には変わりはないんですよね。それが利息になった途端に行政の過ちというのは全く考慮されないよとなるかどうかというのは、甚だ疑問です。ただ、お役人は簡単に行政上の短期消滅時効を口にしますので、その辺りはきちんとしないと、また後日同じような問題が出る恐れがありますので、よろしくお願ひしたい。

●議長（音喜多議長） 他にございせんか。

（な し）

●議長（音喜多議長） なければ、以上で行政報告を終わります。

●議長（音喜多議長） 日程第5、請願第1号 特別養護老人ホーム心和園、デイサービスを町直営での運営を求める請願書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 請願第1号 特別養護老人ホーム心和園、デイサービスを町直営での運営を求める請願書。

紹介議員、石澤由紀子。

請願趣旨。

平成25年10月10日、厚岸町議会に対して、厚岸町在宅デイサービスセンター及び厚岸町立特別養護老人ホーム心和園を社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会に指定管理する意向が示され、12月議会に指定管理に関する議案が提案されました。

私ども町民は突然の指定管理に大変驚きを感じています。

町が直接、デイサービスセンターと特別養護老人ホームの運営に責任を負っていることで、町民の多くが安心して介護保険を利用しているわけですが、今回の方針には私た

ち町民に強い不安をもたらしています。

請願理由。

昨年の「特別養護老人ホーム心和園、デイサービスセンターの町直営での運営形態に関する緊急申し入れ」の後、厚岸町議会第4回定例会で指定管理できる条例改正がされました。しかし、町民はこの内容も十分説明されていないし、利用者・家族へは、議会後の年末の忙しい時期に説明会が行われたが、家族の不安は拭いきれていません。「心和園とデイサービスを考える会」では、議会終了後から申し入れと同じ内容の署名を町民のみなさんをお願いしてきました。この取組みの中で、心和園とデイサービスセンターを町直営で運営してほしいという町民の声が大きいことを感じています。

町民からは、「まったく知らない、町報とかに出た?」「町営のほうが良いと思う」「自分も入るときには、町のほうがいい」「入所判定の公平性に対する不安」「子どもたちも町外に出て行ってしまった。心和園に安心して入りたい」「財政面でも、心和園に税金を使うことが大事だ」「厚岸のために頑張ってきた人たちに、赤字だからと簡単に切り捨てるな」などの意見も数多くよせられています。

今回提出する町民署名は、1,688筆となりました。町長に提出した署名を参考に提出いたしますので、以下の事項を請願いたします。

請願事項。

1 厚岸町立特別養護老人ホーム心和園及び厚岸町在宅老人デイサービスセンターのして管理をせず、町の直営で運営を続けること。

2 拙速に結論を出すことなく、町民の意向を良く聞き、慎重な判断と十分な時間をとり検討すること。

3 町民及び利用者に対し、不安を与えることがないよう説明機会を設けること。

平成26年1月21日。

厚岸町議会議長、音喜多政東様。

請願者、心和園とデイサービスを考える会、厚岸町片無去665、小野寺孝一。

●議長（音喜多議長） 紹介議員であります石澤議員より説明を求められておりますので、これを許します。

3番、石澤議員。

●3番（石澤議員） 私はただ今上程されました、請願第1号、特別養護老人ホーム心和園、デイサービスを町直営での運営を求める請願書について、紹介議員として、本請願書について議員各位のご理解をいただき賛同をお願いするものであります。

本請願の求めているものは、特別養護老人ホーム心和園、デイサービスの指定管理者に運営を任せることについて十分な時間をとらず、また、施設入所者とその家族、施設利用者、町民に事前に何の説明もなく、一方的に10月10日、議員協議会に突然持ち出し、12月の定例会で条例改正を行い、新年度から実施しようとするものです。あまりにも短期間で決定、移行しようとするもので、多くの皆さんが心配し不安に思っていることから、この問題については十分な議論を行い、同時に幅広く町民の意見を聞く住民意識調査を行いながら進めていくべきものと考えます。私はこのようなことを進めるには、利

用者とその家族、町民の意見を十分聞いた上で進めるべきと思います。

どうか、賢明なる議員皆様のご賛同をいただき、本請願を採択いただきますようお願いいたします。紹介議員からの説明といたします。

●議長（音喜多議長） お諮りいたします。

本請願については、先程の議会運営委員会報告にもありましたとおり、会議規則第92条第2項に規定により、委員会付託を省略し、本会議で審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会付託を省略し、本会議で審査することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本請願を採択することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

●議長（音喜多議長） 1番議員、異議ありますか。

（「あります」の声あり）

●議長（音喜多議長） 討論ありますか。

（「あります」の声あり）

●議長（音喜多議長） 討論がありますので、これより討論を行います。

はじめに、原案に反対者の発言を許します。

1番、佐藤議員。

●1番（佐藤議員） 特別養護老人ホーム心和園並びにデイサービスを町直営での運営を求める請願の採決に当り、反対の立場で発言をするものであります。

昨年12月開会の第4回定例会におきまして、指定管理者に指定するための条例改正が賛成多数で可決をいただいたところでございます。採決に先立つ特別委員会での議論でも十分議論がなされ、指定管理者については社会福祉協議会が前提で議論を尽くし条例

が改正され、本日の議案第2号の上程に至ったのでございます。

詳細については一部割愛をいたしますが、請願理由にあります「町民から全く知らない、町報に出ていたの」決定したことは全ての町民に周知がなされますし、「町営のほうが良いと思う」については誠に恐縮ではありますが、その程度の感情的理由であります。また、「入所判定の公平性についての不安」については、これも入所基準に基づき公平に判定が行われますし、現状の町営と全く変わらないのであります。また、「厚岸のために頑張ってきた人達を簡単に切り捨てる」との心配につきましては、今後は町営から指定管理者に運営が引き継がれることにより、きちんと民間の能力を活かしつつ利用者への更なる利便性を図るための措置であります。今後も厚岸町が一定の関与と密接な関係を持ちながら運営が継続されることは、結果として入所者や利用者の安心に繋がるものと深く確信をするものであります。

前回の特別養護老人ホーム条例の改正が、賛成多数で可決をいただいた結論と矛盾することのないよう、本請願の採決に当り、議員各位の賢明なるご判断を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではありますが、本請願に対する反対の発言とさせていただきます。

- 議長（音喜多議長） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、谷口議員。

- 10番（谷口議員） 私は、請願第1号、特別養護老人ホーム心和園、デイサービスを町直営での運営を求める請願書に賛成の立場で発言をしたいと思います。

私は本請願につきまして、先の12月定例会における条例改正が、非常に短期間のうちに決められているということに対する多くの町民の不安や、或いは今後の老後に不安を覚える人と、それから十分に周知がされていないということが明らかになってきて、その結果、この考える会の人達が非常に苦勞をされまして、短期間ではありますけれども1,700人近い人達の署名を集めるようになったわけであります。その後聞いてみますと、署名は更に広がっているようであります。

そういう中で、やはり私は重大な移行問題については、十分な時間をかけていくというのが当然ではないのかなと。最近のあちこちの例を聞いても、半年も経たないうちに方針を決定するという例はほとんどないわけでありまして、少なくとも2年3年の時間を費やし、そして利用者或いは働いている人、そして地元の人達が十分に理解出来る体制を整えた上で移行しているというのが常であります。これでは全く一方的な方針を町民に押し付けるということになってしまうのではないのかなと。そして何よりも町長が日頃から仰っております協働のまちづくり、これは双方向がきちんと理解をした上で進めていくのが基本になければならないと思います。

そういう点では、私は本請願を是非採択いただきまして、方針について見直していただきたい、このことを訴えまして、議員各位のお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議長） 他に討論ありますか。

9番、南谷議員。

- 9番（南谷議員） 私は昨年（2019年）の第4回定例会におきまして、老人福祉施設指定管理者制度導入につきまして一般質問を行いました。また、議案第105号、町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、指定管理者制度導入に向けての条例でございましたが、賛成をいたしました。

今般提出されました請願者、そして署名をされました1,688名の皆様のご努力、心和園・デイサービス運営に強い関心を示していただいたことに対しまして、まずもって敬意を表するものでございますが、特に請願の三点目でございます、「町民及び利用者に対し、不安を与えることがないよう説明する機会を設けること」。この点につきましては、全く私も同感であります。もっと町民への詳細な説明をする機会があっても良かったのではないかなど、斯様に思います。

一方ですね、この問題につきまして、色々と私なりに意見を称させていただきましたが、もっと議員は町民への説明をしなかったのか、一般質問をするとか、心和園運営についての大きな課題に対して、議員として町民に知らしめることを怠ったのではないのかと、逆に指摘を受けたところでございます。この点、私自身大いに反省し、今後の議員活動に活かしていきたいと考えております。

請願の一点目でございますが、町直営での運営を続けることにつきましては、私も町の直営が理想で望ましいと考えておりますが、この5年間の決算推移、今日の厚岸町がおかれている諸状況や将来推計からして、運営を非常に危惧しておりました。将来も町民が安心して安定したサービスを受けられる施設運営をするためには、町が関与可能な指定管理者制度導入が止むなしと私は考えます。

請願の二点目です。「拙速に結論を出すことなく、町民の意向を良く聞き、慎重な判断と十分な時間をとり検討すること」とございます。私もその通りだと思います。1,688名の請願にサインを示された方々の思いは、良く分かります。私も町民の皆さんに本件について意見を徴させていただきました。色んな意見がありました。結論として、利用料金とサービスの質が変わらなければ、指定管理者制度導入は止むなしと理解してくれた方が多くございましたし、むしろ先延ばしすべきではないとの意見もありました。

よって、私は本請願書に賛同出来ませんので、議員各位の深いご理解をお願い申し上げます。反対の討論といたします。

- 議長（音喜多議長） 他にございませんか。

6番、賛成の立場ですね。6番、堀議員。

- 6番（堀議員） 私は、請願第1号、特別養護老人ホーム心和園、デイサービスを町直営での運営を求める請願書に賛成の立場から意見を申しさせていたたくものであります。

紹介者であります3番議員、そして私と意を同じく賛成となっていたいただきました10番議員の賛成討論、全くもってその通りでございます。

付け加えて言わせていただくなればですね、介護老人福祉施設の一番最後の砦となる心和園、そしてまたデイサービスを民営化するという、これだけの重大な案件について

町長や私達議員が、今だ一度もこれについての民意というものを推し量っていない、このことが賛同出来ない一番の原因であります。町民が不安に思う、町民が納得いかない、このことに対する説明責任というのは常に私達議員や行政側にもあると思うんです。

この請願書にもありますように1,688人、これだけの数、僅か1ヶ月という短期間で集められた請願としては、大変大きな数だと思います。直接請求権が約170人程の署名で出来るということを考えてときには、その約10倍にあたる署名、これは本当に重きを置かなければならないものだと私は思います。

昨年の町長選挙、若狭町長は四選を無事果たされましたが、この町長選挙においても、これだけの重大な民営化についての民意というものを推し量るべく、事というものをやっております。ましてや私たち議員においても、これだけ重大ものを町民のほうに問い掛けて、その賛意というものを受けながらの当選をしているわけではございません。そういうような中でですね、いきなりこれを推し進めるということは余りにも民意を無視していると、そのように私は思います。「まったく知らない、町報とかに出た？」
「町営のほうが良いと思う」「自分も入るときには、町のほうがいい」、これらが町民の率直な意見であります。反対議員の中には、この位の理解しかないんだという意見がありました。私はそうではない、もっともっと説明が足りないから、もっともっと理解が足りないから、結果的には町民のほうからはこの様な声にはしかならないんですよ。もっと説明し、もっと理解を得る、そのことがやはり大事だと思います。まだまだ私はそれが足りないと思います。

よって、私はこの請願に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきました。以上でございます。

●議長（音喜多議長） 他に討論ありますか。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

●議長（音喜多議長） ご着席ください。

報告いたします。

出席議員12人、その内起立者数3人。

起立少数であります。

よって、本請願は採択しないことに決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第6、議案第1号 厚岸町道路占有料徴収条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（高谷課長） ただいま上程をいただきました、議案第1号 厚岸町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

この度、道路法施行令の一部を改正する政令について平成25年11月20日に閣議決定され、同年11月25日に公布され、平成26年4月1日から施行されることになりました。この改正は、これまで所在地区分を人口50万人以上の都市を甲乙丙でいうところの甲地、甲地以外の市を乙とし、町村を丙地とする3区分とし占用料が定められておりました。その中で厚岸町は丙地の区域でありましたが、近年の地価水準の変動や都市である甲地において地価の高い都市がある一方で、周辺自治体との合併により人口が多いながらも地価の低い都市も存在し、現行制度では同区分に位置付けられる都市の中でも大きな格差が生まれていたり、乙地の都市で一部甲地の都市よりも地価の高い都市があるなど、逆転現象も多く生じていることから、現状の適正化を図るため、1点目として区分の見直しを行い、これまでの甲乙丙の3区分を第1級地から第5級地の5区分とするものとし、区分毎に占用料の見直しが行われたものであります。次に2点目として占用料の額について、占用料の額の算定の基礎となる民間における地価水準、いわゆる固定資産税評価額及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、適宜見直しを行う必要があると国が判断し、今般、平成24年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた改正が行われたものであります。

これにより厚岸町は第5級地に該当することとなり、占用料はこれまで同様、国が定める道路法施行令に準じ金額を設定するものとし、本条例の一部を改正するものでございます。

改正部分につきましては、別途お配りしている議案第2号説明資料 厚岸町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきますが、別表の占用料の改正でございます。占用物件名単位については変更がございません。占用料のみ現行の左側に表記しておりますが、改正案は右側に表記させていただいた金額に改定をさせていただくものでございます。

附則でありますけれども、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。なお、この改正に伴う影響額は約90万円程度の収入源になると試算しております。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（音喜多議長） これより、質疑を行います。
9番、南谷議員。

- 9番（南谷議員） まずですね、今回国が国交省のほうですか、道路局のほうで改正をしてきたよと。これに基づいて4月1日付けで町も改正をしていくという事ですが、ル

ールも変わりましたよね、従来は甲乙丙と3段階から5級になりました。厚岸町は5段階のということですが、大変恥ずかしいのですが、甲乙丙の分類、従来は厚岸町は丙だったと思うんですが、この分類の内訳はどうだったかなということ、これがまず一点でございます。

更には、5段階になっていますが、表を見させていただきましたが、これは電柱それから電話ですからN T Tと北電ですか、主なもの。これらについて、厚岸町は確か第1種の電柱460円が310円になりますよと、150円下がっているんですけども、今回下がった算定みたいなもの、算定根拠というものはどの様に出されているのか、質問の仕方がちょっと悪いかもしれませんが、地価が下がったからこうなった、一定のルールがあるのかなと。第2種、第3種それぞれ、3種ずつあるんですけども、一律でないですよ。これらの根拠はどのようになっているのかという質問をさせていただきます。

●議長（音喜多議長） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。当初3区分、甲乙丙ということで地域が決まっていました。大きく言えば甲というのは、先程も申しました50万以上の市ということで、北海道で言えば札幌ですとか、全国的には東京都も含めて50万以上の市を甲地ということで指定されておりました。乙地は50万人以下の市、それ以外の町村は丙地ということで3段階に分れておりました。

2番目のご質問でございますが、厚岸町の占用料、今回の条例改正で電柱に限って申しますと、第1種電柱・第2種電柱・第3種電柱、それから電話柱ですけども第1種・第2種・第3種というふうに別れてございますが、厚岸町ではこれの占用物件の種類別でいきますと、どれに該当するかということでございますが、この第1種・第2種というのは電柱に架かる電線が基本となっていて、電柱の太さ、当然道路を占有するということですので、占有する面積に応じて金額が変わってきます。電柱の太さ、一般的に厚岸町の道路上を占有されている電柱につきましては、北海道電力の電柱であれば第1種電柱が該当します。それからN T Tでは、それも同じく第1種の電柱でございます。相当大きなものになってきますと、第2種とか第3種ということになってございます。

それから算定の根拠ですけど、これはあくまでも国が施行令で全国の地価水準を算定して、それで一般的にそれぞれの地区につきまして占有料をカウントしていると。この厚岸町でも港町、それから真栄町、それからトライベツとか別寒辺牛とか太田とか、地価水準がそれぞれ違います。これだけの膨大な数量をそれぞれ算定するというのではなく、あくまでもこれは法律によって、施行令によって国が定めております。その金額を厚岸町も準用させていただいて、利用料を徴収するということでございます。昨年の3月には占有物件の種類が増えたということで、条例で可決させていただきました。その前につきましては、平成21年それから23年にも同様に国の施行令が変わったということで、順次料金を改定させていただいたというのが実体でございます。

●議長（音喜多議長） 9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） 先程ですね、今回の影響額約90万円位と伺いました。この90万円の根拠ですが、おそらく平成25年度の見込額から平成26年、今回の改定による26年度の数字を差し引いたものだと推測はしたんですが、総体額も含めて90万円がどのように算出されたのか、もう少し詳しくお伺いをいたしますし、総体額の中に、主なものは私の知る限りでは資料を見ましたらNTTと北電柱が主なんですけども、この図面を見ると色々と道路の部分に該当するものがあると思うんですよね。厚岸町では実体として総体額の内この2社の他にどういうものがあるのか、このへんについてお尋ねいたします。

●議長（音喜多議長） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。影響額の算定ですけれども、平成25年度、今年度の占用料をベースにいたしまして、それに伴って今回改正となる占用料で比較しています。改正前の収入合計、当初予算ベースですけれども289万1,520円という歳入予定をしております。改正後につきましては、同じ本数、同じ該当品目で199万4,100円ということで、差し引き89万7,420円減ということで、提案理由でも説明させていただきましたが90万円の収入減ということでございます。

それから、どんな物件があるのということでございますが、ここに示している表につきましては、国が示している色んな占用物件に対する一覧表を条例化しているものでございます。特に厚岸町ではどんな物件があるのということでございますので、ご紹介させていただきますと、第1種電柱では2,927本でございます。第2種・第3種がなくて、第1種の電話柱でございますが1,054本、それから共架電線その他上空に設ける線類ということで10万7,475メートルということで、それも占用料を徴しております。その他、郵便の差出箱とか、外径が0.07メートル未満の線とか、ということで線類が8種類含まれております。それから、鉄道・雪よけに類する建物ということで82平米が占用をいただいております。それから、看板類で31平米という数字で徴収しております。それから、標識・バス停等がありますけれども、それは15本ということで占用料をいただいております。そういった内容が占用の物件に種類ということでございます。

●議長（音喜多議長） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（音喜多議長） 他にございませんか。

10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 今、質疑がありましたが、道路占有料ですが、これは町が独自に決められるものなのか、それとも今課長が仰った施行令の改正があったということですが、これに基づかないと決めることが出来ないのか。確か以前は施行令通りの、相当前なんですけれども、違っていたように思うんですね、厚岸町の条例の額がね。相当前だから調べないと分からないんですが。それで、これは上限を示しているものなのか、施行令

がね、その辺りはどういうことなのかということと、今回の改正を見ますと全部下がるわけですね。それで、先程9番議員が質問しておられましたけど、甲乙丙が1級から5級で、5級と前の丙は同じなのか、丙が分割されているのか、それについて教えていただきたいと。

それから、地域に影響が出てくるのが、上がる時は中々出てこないけれど、下がる時には一気にこのように出してこういう問題が出てくると。これも地域にすると財源ですよ、地方自治体にとってはね。そして、これの収入の主なものは町民が利用するより、町民が仕事或いは商売等をするのに物を置いたり、そういうことではなくて、大企業が事業を行うための利用料ですよ、占有料ですから。こういう所にそんなに優しく手を差し伸べなくても良いのではないかと。赤字でどうにもならない会社ではなく日本の冠たる企業、或いは北海道でもこれ以上の企業はないという企業のために、ここまでサービスをしなければならないのかと思います、その点については如何なんでしょうか。

●議長（音喜多議長） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。額が以前は違っていたのではないかとことで、先程も申しましたように近年では平成21年3月の議会、それから23年3月の議会、それから昨年の3月の議会、昨年については内容の変更でございましたので項目を追加したということでございます。21年・23年とも金額を変更してございます。これはあくまでも道路法の施行令が変わりました、金額が変更になりましたということで下げさせていただいて可決されてございます。これは上限を示しているということではございませんで、あくまでも全国を当初は甲乙丙という地区に、地域に区分して、甲地では50万以上の都市では、この位の高い金額をいただきましょうと。丙地につきましては50万未満の都市ですので、この位の金額にいただきましょう。他の全国の町村につきましては丙地という扱いで、それも算定根拠につきましては国が全国の地価水準を考慮しまして、その金額が定まっているということでございます。

さらに、先程も提案内容で示したようにですね、格差が出てきていると。いわゆる都市であっても地価の低い都市もあるだろうと。それから、高く貰っているけれども隣の市よりも実際には地価が下がっている都市もあるだろうと。そういう見直しを細かく、今までの3区分を5区分にしたということで、第1級から第5級の地域にしたと。その中でも厚岸町は第5級の地にとということで、位置付けされました。

それから次の問題ですけれども、これは厚岸町独自には出来ないのかということでございますが、殆どの市町村はこれに準じて額を定めて条例化しております。あくまでもこれは参考ですけども、先程も9番議員に答弁させていただきましたが、膨大な本数、膨大な種類と膨大な額がございまして、それぞれの地点、真栄のこの場所、駅の前場所、太田の場所、それから床潭の場所というように、それぞれ何千本もの本数が先程も述べましたが本数と種類があります。それを全て計算するという事は膨大な作業になりまして、そういったことをしなくても大体一定程度、それぞれの地域、それから町の大きさによって一定程度この金額にしましょうということで、そのベースとなるもの

が国で示している施行令で定まっている金額でございます。管内も勿論、道内も勿論、この金額に準じて来年の4月1日から改正しているといったのが現状でございます。

それから、地域にすると大変な財源を今回の改正によって90万減するというところで、大企業に対して差し伸べなくても良いのではないかというご質問でございますが、先程一例で北海道電力の電柱、それからN T Tの電柱と申しましたけれども、町内の方の占用の例で言いますと、商店それから飲食店の看板等々18件、それから町内を走るバスのバス停、それから工事用の足場とか、地元業者が工事用に足場を建てたり、現場事務所が一部道路占用したり、住宅の敷地のブロック塀がちょっと引っかかっているので占用料を払っていただいている方もございまして、あくまでも大企業である北海道電力とか北電とかに限らず、町内の方々もそういった占用料を払っておりますので、大企業だけにサービスを差し伸べているということではなく、地元の企業、地元の町民の方にも公平に減額した利用料でサービスしてございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議長） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 例えば北電の電柱とか或いはN T Tの電話柱、これらについて私有地、私有地ありますよね、民間の宅地だとか或いは農地とか干場とかね、そういう所に立っている電柱の民間の使用料、民間宅地・農地等の差みたいのはあるのか、大体同額なのか、その辺はどのように押さえているんでしょうか。

●議長（音喜多議長） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） そのことに関しましては、民間のベースでございまして、うちでは押さえていないというのが実体でございます。

●議長（音喜多議長） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） それらについては、例えばそういうものを押さえるという方法は、結果的には町ではないということですか。税財政のほうでは何かあるんでしょうか。

●議長（音喜多議長） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。町のベースの中では、押さえているものはありません。以前に私事でございますけれども、私どもが所有している所に携帯無線基地を建てたいということで個人的に来たことがありますけれども、それについてもよく話を聞くと、それぞれの場所、それぞれの条件で賃貸料はケースバイケースで決めているということで、その位の程度なのかなということで経験はしました。

●議長（音喜多議長） 他にございませんか。

6番、堀議員。

● 6 番（堀議員） 今の10番議員さんのをもう少し補足して、私も聞きたいんですけども、今回の改正は道路占用料の改正ですけども、町のほうでも例えば町有地として北電に電柱とかを貸していると。この改正に伴って、それが影響して町の貸地料、電柱の使用料のほうに影響するものがあるのかどうなのか。これについて教えていただきたいと思います。

● 議長（音喜多議長） 建設課長。

● 建設課長（高谷課長） 今回のはあくまでも道路占用に關しての占有料の徴収で、国の法律施行令が変わって料金も改正しますということでございます。

町有地に關しましては、当然その土地その土地で、いわゆる定率と言うんですか、その場所その場所での占用料という試算になりますので、その地価等々に変更が伴えば、それによって金額も定まってくるので、今回これが下がるからそれも連動して下がるとか上がるとかということではございません。

● 議長（音喜多議長） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

● 議長（音喜多議長） 他にございませんか。

（なし）

● 議長（音喜多議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

● 議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

● 議長（音喜多議長） 日程第7、議案第2号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

● 保健福祉課長（松見課長） ただ今上程いただきました、議案第2号 指定管理者の指定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

公の施設であります厚岸町立特別養護老人ホーム心和園及び厚岸町在宅老人デイサービスセンターにつきましては、平成25年12月の厚岸町議会第4回定例会において、指定管理者による管理を行うという設置条例の改正を議決いただいたところであります。

指定管理者候補者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、以下手續条例では、原則公募によることと規定されておりますが、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会が社会福祉法により、その経営する社会福祉事業に支障がない限り公益を目的とする事業、またはその収益を社会福祉事業若しくは介護保険法に規定する事業などの経営に充てることを目的とする事業を行うことが出来るとされており、利益追求を目的としない町内に設置されている公共的団体であること。また、特別養護老人ホームにつきましては、株式会社や医療法人でも指定管理者として管理することが出来る取扱いとされておりますが、特別養護老人ホームは社会福祉法において第1種社会福祉事業と規定され、その経営主体は国・地方公共団体又は社会福祉法人とすることを原則としていること。さらに、自ら介護保険事業を実施し町の受託事業を多く実施しており、その実績から十分に施設運営のノウハウを有する事業者であると判断できること。現在、心和園及びデイサービスに勤務する職員が引続き両施設で勤務することが出来れば、指定管理者への施設管理移行後もサービス維持を期待できること、また町内からの雇用の確保を念頭に置くものとしておりますが、指定管理者へ移行を希望される職員の処遇面において、特に現在それぞれの職員に支給している給料月額を支給額確保が出来ると思われる指定管理者は、介護報酬額の積算内容上、利益追求を主たる目的としない法人に限られると判断できること。なお、この給料月額の支給額確保については正職員を人事異動による職場確保が出来ない場合、また、嘱託職員の任用期間満了後の町内での職場の確保が出来ないものと見込んだ場合、町が対応するとしているもので、指定管理者の候補者となるものへの大きな移行条件であり、経営上の負担となるものと予想されることから、指定管理者の候補者が限られるものであること。

これらのことから、手續条例第5条第1項第6号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行うことにし、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会には指定管理者の候補者として選定したい旨申し入れを行っていたところであり、厚岸町社会福祉協議会からは受託の意向が示されておりましたので、手續条例第5条第2項の規定に基づく指定申請書の提出を要請いたしました。提出された申請書は、同条例施行規則第5条に基づく厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会において、選定基準審査が行われました。選定基準につきましては、1. 町民の平等な利用が確保されること。2. 管理業務の計画書の内容が施設の雇用を最大限に発揮するものであること。3. 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みであること。4. 管理に係る収支計画書の内容が施設の管理費用の縮減が図られるものであること。5. 入所者等に対する継続的な処遇を確保できることの5つの大項目、21の小項目を設定しました。その結果、指定管理者として管理業務について適正に行うことが出来ると判断され、適当との意見が町長に提出されましたので、この結果を踏まえ、指定管理者の候補者として地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ここで、提出をさせていただきました議案第2号説明資料について、ご説明いたしました

と思います。資料はその1からその4までに分冊としています。それぞれ概要についてご説明を申し上げます。

議案第2号説明資料その1をご用意いただきたいと思います。表紙は以降に綴られている資料の見出しでございますけれども、厚岸町老人施設の公募によらない指定管理者の候補者選定要項等として、1ページから8ページが厚岸町老人施設の公募によらない指定管理者の候補者選定要項、9ページから24ページが厚岸町立特別養護老人ホーム心和園指定管理者業務仕様書、25ページから37ページが厚岸町在宅老人デイサービスセンター指定管理者業務仕様書、39ページが参考として施設平面図であります。社会福祉協議会に対して指定申請書の提出を要請する際に、これらの書類を添付したものでございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。指定管理者の候補者の選定要項であります。1は趣旨、2. 公募によらない候補者の選定の概要、3. 施設の概要であります。2ページは、4として指定管理者が行う業務、詳細は厚岸町特別養護老人ホーム心和園指定管理者業務仕様書及び厚岸町在宅老人デイサービスセンター指定管理者業務仕様書をご参照いただきたいと思いますが、この業務が1から7まで記載されている内容でございます。条例に基づく内容でございます。5は利用料金に関する事項として、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることが出来るとしております。利用料金は心和園及びデイサービスセンターそれぞれの条例で定める利用者負担の額としております。管理運営に要する経費であります。(1)管理経費の支出についてであります。施設の管理運営に関する一切の経費は利用料金その他の収入をもって充てるものとしております。ただし、厚岸町は事業を要する人件費の一部について毎年度、指定管理者との協議により定めた額を3年間を限度に予算の範囲で負担しますとしております。2は心和園及びデイサービスに勤務している職員についての記載であります。3ページは、3. 事務及び事業の引継ぎについて、4. 修繕・改修等について、5. 備品の取扱い、6. 事故・火災等、7. 行政財産の目的外使用について、8. その他の事項については別に締結する協定に定めるところによるとしております。7. 公募によらない指定管理者の候補者に関する事項として、(1)公募によらない指定管理者の候補者、4ページに提出書類、3. 申請書提出期限、4. 留意事項、5ページは8. 選定方法及び基準、(1)選定方法、2. 面接審査、3. 選定基準、6ページは9. 選定結果、選定後について、1. 指定手続、2. 協定の締結、3. その他、11. その他で(1)は管理の基準、心和園及びデイサービスセンターの適正な管理運営の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項、7ページは(2)でその他としてございます。

次に9ページでございます。これは、厚岸町立特別養護老人ホーム心和園指定管理者業務仕様書であります。1. 施設の管理業務に関する基本的方針、2. 施設の維持管理に関する業務、1. 施設・設備等の維持に関する業務、内容は①清掃業務等、②保安業務、③施設及び設備の保守点検業務、④修繕等、10ページでは⑤備品管理、⑥外構緑地管理、(2)は防災業務、3. 事業の実施並びに施設利用等に関する業務、11ページでは4として管理業務に付随する業務として、(1)事業報告、①毎年度終了後に提出する報告書類、②毎月終了後に提出する報告書類、(2)人材育成、(3)利用者の要望・苦情処理、(4)利用者等へのアンケートの実施及び業務の改善、12ページ(5)厚岸町及び関係機関と

の連絡調整、①厚岸町との連絡調整、②関係機関との連絡調整、(6)自主事業の実施、13ページは別紙1として、1. 清掃業務等の内容であります。清掃業務等の内容と清掃業務に当たっての留意事項、2の保安業務でありますけれども、14ページに保安業務の内容、保安業務に当たっての留意事項、3. 保守点検業務、保守点検業務の内容と保守点検業務に当たっての留意事項。15ページ別紙2は、一般備品が23ページの中段まで、23ページ後段から重要備品としてございます。

25ページは、厚岸町在宅老人デイサービスセンター指定管理者業務仕様書であります。基本的な構成内容につきましては、先程の心和園の内容と同様な作成をしております。29ページでございます。清掃業務の内容と、それから30ページの保守点検業務の内容と、ここら辺が若干の施設の相違点がある所でございます。それから31ページからは別紙4で、デイサービスの一般備品が35ページの中段まで、後段は生きがい活動支援通所にある一般備品、そして37ページの後段が重要備品であります。最後に39ページの平面図でございます。

次に、この選定要項等に基づいて厚岸町に対し提出された指定管理者指定申請書の写しでございます。申請関係書類については、提出していただいた全部について今回資料として提出をさせていただいております。ページはふってございませぬけれども、1枚捲りますと指定管理者指定申請書でございます。もう1枚進みますと、この指定申請書各種添付種類についてページを付ささせていただきました。

1ページでございます。これは管理受託者としての資格審査に必要なものとして、条例施行規則に求められている書類でございます。履歴事項全部証明書でございます。法人としての登記の確認を行います。

5ページでございます。社会福祉協議会の定款でございます。これも資格審査に必要なものでございます。

13ページ、納税証明書であります。未納額はございませぬ。これも資格審査上必要なものでございます。

17ページからは、要綱仕様書で提示した条件等に基づいて要綱指定書で求めた内容をこの中に盛り込んでいただいた管理業務計画書でございます。19ページは、前段として社協における介護保険事業経営の取組姿勢でございます。21ページは、心和園及びデイサービスセンターにおける管理業務計画書として3つの基本理念を掲げ、平成26年度から30年度の5年間の年度別、各年度業務計画であります。特別養護老人ホーム心和園、在宅老人デイサービスセンターでありますけれども、特別養護老人ホーム心和園では平成27年度の下から2番目、グループケアの実施、外部評価、第三者評価の実施。平成28年度の2行目、看取り介護加算算定届出、1行後の看護体制加算算定。平成30年度の2行目、理学療法士又は作業療法士の配置、1行とんで個別機能訓練加算算定届出、これが特別養護老人ホームにおける新たな、今私が申し上げた部分が新たな取組みと考えられております。一方、デイサービスセンターにつきましては、平成26年度の6行目、早朝受入れの取組が新規取組みであります。平成30年度では、ナイトケアの実施も新規取組みとして計画されております。

23ページは、指定管理者制度運営部門別計画で、まずは介護老人福祉施設特別養護老人ホーム心和園についての内容でございます。24ページ中段からは、通所介護・介護予

防通所介護、これはデイサービスセンター部分の施設についてであります。

25ページから、事業計画書でございます。26ページ、施設の管理運営にあたっての方針、4. 町民の平等な利用の確保、5. 利用者に対するサービスの向上、27ページでは施設の維持管理、7. 経費節減の取り組み、8. 地域・団体・関係機関（福祉・保健・医療機関）との連携、28ページに人員の配置計画、10として事故防止対策、11としてその他でございます。

22ページから28ページについては、私どもが求めた仕様での内容に対する回答・提案の概要でございまして、これらの詳細がそれぞれ29ページ以降に、それぞれの項目にその取り組み計画として掲げた内容がございます。

29ページでは、施設の平等な利用の確保として管理運営の基本的な考え方でありまして、施設運営の基本理念が示されてございます。30ページでは、3として管理運営の基本支柱、4として管理運営の基本指針。31ページには、施設の効用を最大限に発揮するための対応、これは施設・デイサービス全般を述べられております。施設の設置目的に沿ったサービス事業の内容、(1)としてユニット型特別養護老人ホームについて、32ページでは(2)として従来型、これは多床室でございます、特別養護老人ホームについて、33ページは(3)障害者短期入所生活介護について、(4)短期入所生活介護、(5)通所介護、(6)訪問入浴介護、(7)施設サービス計画ケアプラン、なお33ページ右の四角の中でございますけれども、通所介護においては二重丸の一番上、7時から19時までの時間延長を導入をされるという計画が盛り込まれております。現在は10時から16時までの時間となっております。35ページには8番として生活援助及び介護について。36ページについては、生活・生活日課・個別介護。それから38ページは、(9)として看護計画、①として看護の基本、②として利用者の健康管理、医療機関との連携について。39ページでは、9として感染防止対策、基本的な考え方・具体的な取り組み。41ページ中段でございます、ここは食中毒防止対策であります。42ページに職員の健康管理でございます。43ページに(10)として給食・栄養管理について。43ページには(11)機能訓練サービス、(12)社会生活・社会参加等が可能となるような指導・訓練方法。45ページには(13)精神ケアサービス、(14)レクリエーション行事等・社会生活上の便宜の供与の内容、(15)相談及び援助の体制、46ページでは(16)家族交流・情報提供、(17)入退所相談、47ページ(18)権利擁護相談、(19)苦情受け付け相談、(20)利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処法、48ページでは2として施設管理の基準等、(1)施設設備の維持管理・衛生管理の考え方、(2)として外部委託の考え方、四角内が外部委託の考え方でありまして。49ページは職員の雇用及び研修の考え方、1. 職員の雇用と働きやすい労働環境の整備、①現勤務者の継続雇用、②働きやすい労働環境の整備、2として職員の指導育成・研修、①職員の研修への参加、②日常業務や職員会議を通じた職員の指導育成、③研修成果の職場での反映。50ページ、事故防止対策等の考え方と具体的な取り組みについて、これは介護ケア事故防止対策とされております。1. 基本的な考え方、2. 事故防止対策の具体的な取り組み。51ページは個人情報保護の考え方と具体的な取り組みについて、1. 個人情報保護の具体的な取り組み、2. 職員への個人情報保護の周知・教育。52ページは緊急時の対策について、①火災・災害などの事故・事件の防止対策であります、以下は省略いたします。

今の部分までは共通する考え方として示された部分で、特段に別に53ページからデイ

サービス通所介護について事業計画として持たれたものでございます。1は基本方針、2は利用対象及び重要事項、54ページの3として契約書・重要事項説明書・サービス利用票及び苦情解決システム、4. 介護サービスの内容、55ページでは5. 地域との交流を深めると、以下は文書になっておりますので省略いたします。6として防災対策、7として職員の資質向上、56ページには個人情報保護と情報開示について、9として高齢者虐待防止についての内容でございます。

57ページは、厚岸町社会福祉協議会の組織体制を表わしていただいたものでございます。上部から理事15名、評議員31名、監事2名です。会長、事務局長、次長とありまして、社協、梅香町にある福祉センターの事務所の中には総務地域課、ここにはボランティアセンター、生活自立支援センター、更に在宅介護課、ここに訪問介護事業所、居宅介護支援事業所であります。外部であります、次長の下段になりますけれども、特別養護老人ホーム心和園、在宅老人デイサービスセンター、施設長、施設業務課、課長であります。主幹、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員兼務とあります。介護職員、介護支援専門員、栄養士、事務員、作業員、清掃員、運転技術員となっております。

59ページは、職員配置体制を示していただいたものでございます。左側が特別養護老人ホーム心和園職員体制、施設長、課長から嘱託職員の方々、それから定時職員の方々、パート職員の方々、計58名体制でございます。右の欄は在宅老人デイサービスセンター職員体制でありますけれども、施設長・課長は心和園との兼務でございます。定時職員、嘱託職員、更に定時職員、パート職員で、計18名体制でございます。

61ページからは、事業を行うためには指定基準がございまして、この考え方を左から人員の種類毎、国の指定基準の内容、それに対して平成25年4月1日現在の厚岸町職員の配置の状況、これを比較できるようにと右側には社協移行の考え方と、それぞれ書かれています。61ページは、ほぼ現員のとおりでございます。ただ、介護員は町が38名のところ社協は39名と掲げられております。63ページは前ページに続くものでありますけれども、上記外職員として町では7名という部分を社協では9名という考え方でございます。これらについては、従来の多床室それから地域密着型の個室それから短期入所など、いわゆる特別養護老人ホーム部分のものが全て入っているものでございます。65ページは、在宅老人デイサービスセンターの部分で、管理者1名の施設長兼務は同様な考え方でありまして、生活相談員・看護職員はそれぞれ2名、同じでございます。67ページについては、介護職員でありますけれども、失礼、ここの利用定員40名と書いてありますが35名となります。なお、介護職員は町は兼務を含んで13名とありますが、社協は現在のところ11名配置という内容でございます。他は変わりません。69ページ、訪問入浴の分でございます。訪問入浴はデイサービスセンターに付随する業務となりますけれども、いずれも兼務体制、町と同様でございます。

71ページは、平成26年度特別養護老人ホーム心和園の収支計算書であります。上段が介護報酬等ということでありまして、介護報酬の他に町からの受託事業収入も含まれてございます。下段の老人福祉施設職員移行補助金につきましては、厚岸町から社会福祉協議会に交付する補助金でありまして、正職員4名を受入れていただくのに伴い社協で採用をされる定時職員、臨時職員でありますけれども、この人件費の差額について、4名分を交付したいという内容でございます。

支出については、人件費・人件費と分れて、それから法定福利費、退職共済、退職共済掛金、そして人件費の合計に管理運営費9,418万円を加えたと。収入支出差引1,098万4,437円を計上する収支計算書であります。

73ページは、平成26年度在宅老人デイサービスセンター収支計算書で、収入は介護報酬等と、それから配食サービス等の町の受託事業も含み、更に26年度からは要介護1と2・・・、まず数字を見ます。支出でありますけれども、人件費・人件費、法定福利費、退職共済、退職共済掛金、管理運営費であります。デイサービスセンターにつきましては、現在の利用者の状況での収支均衡は難しい部分もありますので、要介護1・要介護2の利用者を1日1.5名利用増図ると見込んだ内容とされております。収入支出差引140万352円を計上されている収支計算書であります。

75ページからは、平成24年度事業報告書で、これにつきましては昨年6月に開催されている、毎年度6月に社会福祉協議会の経営状況報告として提出をさせていただいている資料の添付でございます。

101ページは、同じく昨年の6月に経営状況報告で添付した平成24年度決算報告書でございます。

133ページ、これも昨年6月に提出している平成25年度事業計画書でございます。

175ページでございます、名簿の作成年月が入っておりませんが、平成25年5月23日から平成27年5月22日までとした役員任期でございますけれども、その内の現在の社協の理事・監事の方々の名簿でございます。

177ページ、厚岸町社会福祉協議会の評議員の方々の名簿でございます。

179ページは、指定通所介護事業所・指定介護予防通所介護運営規程案として、社会福祉協議会が現在考えられている規定の内容で、町としては要綱として定めてはいたのですが、社協では今後指定申請をする際に必要となる書類でございます。なお、町では一部の内容については、規則で規定されている内容が盛り込まれてございます。

183ページ、指定訪問入浴介護事業所（指定介護予防訪問入浴介護）運営規程案ですけれども、町は要綱としては定めておりませんが、社協による指定申請に必要な書類となります。

187ページ、指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護）運営規程案でございます。町は要綱等として定めておりませんが、社協による指定申請に必要な書類でございます。

193ページ、指定介護老人福祉施設運営規程案。町は要綱としては定めておりませんが、町の変更申請に必要な書類、社会福祉協議会が行う内容として町がこれを精査し、町が変更申請に使用していくこととなるものでございます。

199ページ、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム心和園運営規程案。町は要綱としては定めておりませんが、町の変更申請に必要な書類として社会福祉協議会から求めたものでございますけれども、基本的には先程の老人ホームと地域ユニット部分については、町が示したのに対して社協に作っていただいて、町が指定申請に利用しようと考えてございます。

205ページ、これは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく厚岸町特別養護老人ホーム心和園（短期入所）運営規程案。これは、障害福祉サ

ービスにおける短期入所の運営規程案で、町は訓令として持っておりますけれども、社協による指定申請に必要なものとして、社協が作成していくものでございます。なお、この中では障害児も含まれたものとなっておりますけれども、児を除き難病患者が現在障害者の範囲に含まれてございます。従って、児を除き難病患者を加える整理が必要な状況となっております。209ページ、これは障害福祉サービスの短期入所における別表の第10条関係でありますけれども、滞在費・食費として、いわゆる実費負担として実費を徴収することが出来るんですが、その場合は予め町長の承認を得ることになっていきます。この内容を確認いたしますと、現在町が規定している金額と同額となっております。

211ページ、厚岸町特別養護老人ホーム心和園管理規程案でございます。町は規則として整備しております。社協でも独自に規定する必要性については、再検討が必要だと考えてございます。

215ページ、厚岸町特別養護老人ホーム心和園庶務規程、これも案でございます。町は訓令として定めておりますけれども、これは町が変更申請を行うのに必要とはならない書類であります。

219ページでございます。厚岸町特別養護老人ホーム心和園入居判定委員会設置要綱、これも案でございます。町は訓令として規定しております。この内容は町の規定を踏襲しているものと確認をしてございます。

221ページでございます。厚岸町特別養護老人ホーム心和園入居判定取扱規程、これも案でございます。町は訓令として規定しております。この内容についても町の規定を踏襲しているものと確認しております。

243ページに進みます。243ページは厚岸町在宅老人デイサービスセンター管理規程、これも案でございます。この内容については町が条例として規定している内容でありますので、社会福祉協議会が規定する必要性、これは検討することとしてございます。その必要性について検討することとしております。

最後に245ページ、厚岸町在宅老人デイサービスセンター処務規程、これも案でございます。町は要綱等としては定めておりませんが、一部は規則で規定している事項が含まれております。社協の指定申請には必要とはならない書類でございます。

●議長（音喜多議長） 休憩します。

午後0時00分休憩

午後0時01分再開

●議長（音喜多議長） 本会議を再開いたします。
続けてください。

●保健福祉課長（松見課長） 続いて、議案第2号説明資料その3でございます。これは指定管理者の指定を受けることによるメリット・デメリットの内容で、先般の会議で色

々と条例改正案の時に説明するために北海道内における先行事例等を担当者からお聞きした内容をご説明させていただいたんですが、なかなか教えていただけない部分等があったという答弁をさせていただいておりますが、その後、平成19年に発行した全国社会福祉協議会他でまとめた「社会福祉施設等における指定管理者制度をめぐる現状と課題」から抜粋したもので、私どもは今、指定管理者制度を導入するための検討にあたり、メリット・デメリット、これらについて改めて確認したところ、このような内容が載っておりますので、それを添付させていただきました。

次に、議案第2号説明資料その4でございますが、基本協定書の案でございます。1ページから20ページが厚岸町立特別養護老人ホーム心和園指定管理者基本協定書案、21ページから37ページが厚岸町在宅老人デイサービスセンター指定管理者基本協定書案でございます。

この基本協定書につきましては、先行事例であります厚岸味覚ターミナル・コンキリエの基本協定書を参考にさせていただき、その中で今回の私どもの指定管理の中で指定管理料というものを現在考えておりませんので、この部分をコンキリエの基本協定から削除し、その部分に職員の移行に伴う人件費補助に関する部分を加えさせていただきました。第23条でございます。この部分に老人福祉施設職員移行補助金の交付として指定管理料となる条項の部分をこれに置き換えている内容で、他については前例について踏襲をさせていただいております。

11ページについては、心和園の管理物件一覧ということで、土地・施設・設備・備品の内容でございます。

21ページは、デイサービスセンターの指定管理者基本協定書案でございますけれども、心和園の協定書を基にデイサービスセンターには人件費補助金は考えておりませんので、その部分を削除した内容でございます。

議案書3ページにお戻りいただきたいと思っております。記、以下について読み上げます。

1. 公の施設の名称、厚岸町立特別養護老人ホーム心和園及び厚岸町在宅老人デイサービスセンター。2. 指定管理者の名称、厚岸町梅香2丁目1番地、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会。3. 業務の範囲、厚岸町立特別養護老人ホーム心和園管理につきましては、(1)町立特別養護老人ホーム条例第4条各号に掲げる事業に関する事。 (2)条例第7条に規定する事業の利用に関する契約の締結に関する事。 (3)条例第8条に規定する利用者負担及び実費に相当する費用の徴収に関する事。 (4)施設及び設備の維持管理に関する事。 (5)その他町長が定める業務としております。厚岸町在宅老人デイサービスセンターにつきましては、(1)厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例第3条各号に掲げる事業に関する事。 (2)条例第6条に規定する事業の利用に関する契約の締結に関する事。 (3)条例第8条に規定する利用者負担及び実費に相当する費用の徴収に関する事。 (4)施設及び設備の維持管理に関する事。 (5)その他町長が定める業務としております。なお、両施設は厨房業務、給湯業務、電気・水道が供用されており、両施設間の人事交流等が行われることで柔軟な職員配置が行える利点などがあることから、両施設を別々に管理しなければならない特別な事情もなく、一体的管理とするものであります。

2. 指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとしております。町が

先行実施している指定管理者制度は、いずれも指定期間5年間としており、指定期間更新前には指定管理者評価委員会を設置するなど、施設管理業務を公正かつ適切に評価している事例もあり、本件についても同様な取扱いとし、5年間とするものであります。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案が議決されますと指定管理者基本協定書を締結することになりますが、今議会には資料として厚岸町立特別養護老人ホーム心和園指定管理者基本協定書案と、厚岸町在宅老人デイサービスセンター指定管理者基本協定書案を提出しております。一部だけ紹介しておきます。12月の定例会において指摘のありました介護サービスの質の向上のための担保につきましては、心和園・デイサービスセンター共に第18条第5項で、「乙は、介護保険サービスの質の確保のため、第三者評価機関を活用し、サービスの質、運営内容、経営内容等の良否を専門的に判断・評価を受け、介護サービス情報の公表に努めなければならない。なお、第三者評価機関から専門的に判断・評価を受ける場合は、あらかじめ甲乙協議して費用の負担を決める」と規定したところであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（音喜多議長） 本件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会に付託し、会期中に審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって、本件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会に付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議長） 本会議を休憩いたします。

午後0時09分休憩

午後4時43分再開

- 議長（音喜多議長） 本会議を再開いたします。

ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第2号が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

休憩いたします。

午後4時43分休憩

- 議長（音喜多議長） 本会議を再開いたします。
- 議長（音喜多議長） 日程第7、議案第2号 指定管理者の指定についてを、再び議題といたします。
本件の審査につきましては、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会に付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。
委員長の報告を求めます。10番、谷口議員。
- 10番（谷口議員） 老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会に付託されました、議案第2号 指定管理者の指定についての審査は、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、可決すべきものと決しましたので、ここに、ご報告を申し上げます。
以上、審査報告といたします。
- 議長（音喜多議長） 議案第2号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。
委員長の報告は、原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)
- 議長（音喜多議長） 討論ありますか。

(なし)
- 議長（音喜多議長） 異議がありますので、これより起立による採決を行います。
お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)
- 議長（音喜多議長） 着席ください。
報告いたします。出席議員数12人、その内起立者数9人、起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議長） 以上で、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。
よって、平成26年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年 1 月 24 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
